

テストマーケティング推進事業助成金の運用について

1. 趣旨

県産品のブラッシュアップ等のためテストマーケティングに参加する意欲のある事業者の皆様の支援を行う。

2. 助成対象者

まるごと高知でのテストマーケティングに参加する県内事業者（テストマーケティング実施商品の製造者又は販売者に限る）。

3. 助成対象経費

① 鉄道、航空機、高速バス、新幹線利用に係る料金

② 宿泊料

ア 1泊10,000円／人を上限とする。

イ テストマーケティング実施日の前日から当日の宿泊料を助成対象とする。

ウ 最も合理的かつ経済的な旅程を選択すること。

(例) テストマーケティング実施後に取引先と商談を行うため、宿泊を1日延長した場合。

金	土 (テスト実施日)	日 (テスト実施日)	月	火 (商談日)
前泊	宿泊	宿泊	商談のため宿泊	商談後、帰高
助成対象経費			助成対象外経費	

上記の場合、テストマーケティングにかかる旅費である3泊4日分（金・土・日）が助成対象となる。

4. 助成率

助成対象経費の2分の1

5. 助成対象人数及び上限金額

① 人数

1回のテストマーケティングにつき1事業者当たり1名までとする。

② 助成額上限（支払い額）

1回のテストマーケティングにおける、助成限度額は6万円とする。

6. 助成金交付の流れ

助成を希望する事業者は、平成29年度テストマーケティング推進事業助成金交付申請書（様式第1）を公社宛に提出し、公社が必要かつ適当と認めた場合に、助成対象経費の2分の1の助成を受けることができる。

【助成金交付に係る事務処理の流れ：①～⑦】

事務処理者	事務内容
事業者様	① テストマーケティング推進事業助成金交付申請書提出（様式第1）
公社	② 審査
	③ テストマーケティング推進事業助成金交付決定通知書発行
事業者様	④ テストマーケティングの実施
	⑤ テストマーケティング終了後実績報告書提出（様式第5） ※30日以内に提出のこと。
公社	⑥ テストマーケティング推進事業助成確定通知発行
	⑦ 振込

7. その他

- ① 旅行のキャンセルやスケジュールの変更により発生したキャンセル料および手数料は、助成対象外とする。
- ② 助成対象経費の2分の1の額に1円未満の端数を生じたときは、1円未満の端数を切り捨てる。

附則

平成29年4月1日より施行